

東関東マーチング講習会・発表会「The World of Brass」実施規定

(総 則)

- 第1条** 東関東マーチング講習会・発表会「The World of Brass」(以下「WOB」という)、は各県より推薦された吹奏楽団体が参加して、原則として毎年5月第2土曜日に実施する。
- 第2条** 実施会場は、その年ごとに東関東吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条** 推薦母体となる県吹奏楽連盟は次の通りとする。
栃木県吹奏楽連盟 茨城県吹奏楽連盟
千葉県吹奏楽連盟 神奈川県吹奏楽連盟
- 第4条** 理事会は毎年12月末日までに、翌年度のWOBについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施部門)

- 第5条** 実施部門は次の通りとする。ただし、会場の都合により変更する場合がある。
① マイ・ファーストドリル ② 森の音楽会 ③ マーチングパレード
④ フロアマーチング
最終的な実施部門については主管県理事長が提案し、理事会で決定する。

(参加団体の決定)

- 第6条** 各県理事長は、原則として参加団体2団体を推薦する。ただし、主管県理事長は参加希望団体を募り参加させることができる。
- 第7条** 各部門の参加条件は次の通りとする。
① マイ・ファーストドリル
原則として各県理事長は2団体、主管県理事長は5団体を推薦することができる。ただし、推薦される団体は原則としてマーチング経験1年以内の団体とする。
② 森の音楽会・マーチングパレード
各県より推薦された団体の中で参加を希望する団体。
③ フロアマーチング
原則として全参加団体。
④ 理事会が推薦する優秀団体をゲストとして招待することができる。

(演 奏)

- 第8条** 曲目・参加人員は自由とする。演奏時間においては主管県実行委員会が決定する。
- 第9条** 第7条の②・③における出演順序は主管県に一任する。

(経 費)

第 10 条 参加料は無料とする。

第 11 条 参加に伴う経費（交通費・楽器運搬費）は東関東吹奏楽連盟で負担する（マイ・ファーストドリル参加団体を除く）。ただし、支払いは業者に直接支払うものとする。

(演奏に関する諸権利)

第 12 条 WOB 参加に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は東関東吹奏楽連盟に帰属し、東関東吹奏楽連盟がこれを利用することについて WOB 参加者は何らの異議を述べることができない。

- ① ラジオ、テレビ等の放送をすること。
 - ② 放送のためであると否と問わず、録音・撮影をすること。
 - ③ DVD・CD 等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
 - ④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(そ の 他)

第 13 条 WOB の実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第 14 条 その他開催上の細目については主管県が定める。

第 15 条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第 16 条 (付則)

- 1 この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 22 年 1 月 23 日 一部改定
- 3 平成 30 年 12 月 1 日 一部改定
- 4 令和 5 年 12 月 2 日 一部改定